

第29回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年11月26日(水) 午前9時～午前10時27分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 12名
会長 15番 重村 耕一郎
会長代理 1番 梶 重明
委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子
4番 園山 秀国
5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則
6番 前田 格男 12番 興邊 雄次
7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊
8番 萩原 とよ子
4. 欠席委員 10番 中尾 隆 14番 山口 華
5. 議事日程
 - (1) 開 会
 - (2) 議事日程について
 - (3) 議事録署名委員の指名について
 - (4) 会期の決定について
 - (5) 事務局報告
 - ① 合意解約申出書 (26件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (6件)
 - ③ 農地法第3条許可指令書の取り消し願いについて (1件)
 - (6) 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農地中間管理事業による (議案 1件)
農用地利用集積等促進計画の承認について
 - 日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について (議案 5件)
 - 日程第3 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 2件)
 - 日程第4 非農地証明願の申請審議について (議案 3件)
 - (7) その他農政一般事項
 - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岩下 陽一 農地係長兼管理調整係長 吉村 明恵
主 査 有迫 公三郎 事務補助員 酒井 式子

- 議 長 それではただ今から、第29回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。
- 議 長 本日は、山口委員、中尾委員が所要のため出席できない旨の申し出がありました。
- 議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、9番神掛委員と11番竹ノ内委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。
- 議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が26件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書26件です。番号1。貸人、湧水町川添 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 川添字馬場下○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由、利用権を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和8年1月31日。番号2。貸人、始良市 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 般若寺字橋口○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和7年9月1日から令和12年8月31日。解約の理由、耕作者が体力的に耕作できなくなったため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年12月30日。番号3。貸人、宮崎市 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 木場字当干田○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和元年12月1日から令和11年11月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年1月31日。番号4。貸人、宮崎市 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 木場字黒岩○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年1月31日。番号5。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、鹿児

島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 木場字西原〇〇
地目は畑 面積は〇〇㎡ 外3筆 計4筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和5年12月1日から令和15年1
1月30日。解約の理由, 両者の協議によるため。利用権の種類, 賃借権。
土地の引渡しの時期, 令和7年12月30日。番号6。貸人, 湧水町北方
〇〇〇〇。借人, 湧水町田尾原 〇〇〇〇。土地の所在 北方字内原〇〇
地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は有です。契約の期間, 令和6年11月26日から令和11年
11月30日。解約の理由, 高齢による規模縮小のため。利用権の種類,
賃借権。土地の引渡しの時期, 令和7年12月31日。番号7。貸人, 湧
水町北方 〇〇〇〇。借人, 湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在 北方字
新中馬場〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外5筆 計6筆 合計面積〇〇
㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和5年5月1日から
令和10年4月30日。解約の理由, 規模縮小のため。利用権の種類, 賃
借権。土地の引渡しの時期, 令和7年11月30日。番号8。貸人, 湧水
町北方 〇〇〇〇。借人, 湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在 北方字麦
生田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契
約の期間, 令和6年3月28日から令和11年4月30日。解約の理由,
規模縮小のため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和7年
11月30日。番号9。貸人, 湧水町木場 〇〇〇〇。借人, 湧水町北方
〇〇〇〇。土地の所在 北方字麦生田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外
3筆 計4筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の
期間, 令和6年3月28日から令和11年4月30日。解約の理由, 規模
縮小のため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和7年11
月30日。番号10。貸人, 広島市南区 〇〇〇〇。借人, 湧水町北方 〇
〇〇〇。土地の所在 北方字立野原〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外4
筆 計5筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期
間, 令和6年4月1日から令和9年3月31日。解約の理由, 規模縮小の
ため。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和7年11月30
日。番号11。貸人, 湧水町川西 〇〇〇〇。借人, 湧水町川西 〇〇〇
〇。土地の所在 川西字池ノ上〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外2筆
計3筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間,
平成30年1月25日から令和9年12月31日及び令和2年5月26日
から令和9年12月31日。解約の理由, 農地中間管理事業に取り組むた
め。利用権の種類, 賃借権。土地の引渡しの時期, 令和7年11月30日。
以下, 番号12から番号26についても農地中間管理事業に取り組むため

の合意解約です。以上です。

議長 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。

議長 長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 7ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件です。
番号1。権利取得者、湧水町恒次 ○○○○。権利取得日、令和7年9月22日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次字前田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、湧水町中津川 ○○○○。権利取得日、令和7年9月9日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、中津川字上玉木○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号3。権利取得者、湧水町鶴丸 ○○○○。権利取得日、令和7年9月2日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川添字桶寄○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外4筆 計5筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号4。権利取得者、霧島市国分 ○○○○。権利取得日、令和7年10月23日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字柿木水流○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号5。権利取得者、湧水町米永 ○○○○。権利取得日、令和7年10月16日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永字宮ノ脇○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外8筆 計9筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号6。権利取得者、霧島市牧園町 ○○○○ 権利取得日、令和7年10月8日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場字西屋敷○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議長 長 次に、農地法第3条許可指令書の取り消し願いが1件提出されています。事務局の説明を求めます。

- 事務局 8 ページです。農地法第 3 条許可指令書の取り下げ願いについて。先月の第 28 回定例総会で第 3 条の許可申請がありました議案第 343 号につきまして、申請者である湧水町川西の〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏より、令和 7 年 11 月 10 日付けで、改めて、農地中間管理事業により取り組みたいとの理由により、第 3 条許可指令書の取り消し願いが提出されました。土地につきましては、川西字六ツ江〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。よって、議案第 343 号の取り消しをお願いします。以上です。
- 議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)
- 議長 無ければ、以上で農地法第 3 条許可指令書の取り下げ願いについてを終わります。
- 議長 以上で、事務局報告を終わります。
- 議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第 1 議案第 359 号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。
- 事務局 9 ページです。日程第 1 議案第 359 号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1) 利用権設定。整理番号 1 号から整理番号 245 号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が 286,723 ㎡、畑が 35,520 ㎡、合計 322,243 ㎡です。次に 10 ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田 46,053 ㎡、畑 6,144 ㎡、計 52,197 ㎡。次に使用貸借分の田が 240,670 ㎡、畑が 29,376 ㎡、計 270,046 ㎡。合計で田が 286,723 ㎡、畑 35,520 ㎡、計 322,243 ㎡です。詳細は 11 ページから 25 ページに記載してありますので、ご確認ください。なお、11 ページから 21 ページまでの整理番号 1 号から整理番号 204 号までについては、下川西地区で取り組みました農地中間管理事業による集積になります。以上です。
- 議長 それでは、順を追って審査します。まず、整理番号 1 号から整理番号 4 号を審査します。整理番号 1 号から整理番号 4 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。
(〇〇委員退席)
- 議長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号 1 号から整理番号 4 号について、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号4号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号4号については、承認することに決定しました。
- 議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(○○委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。
- 議 長 次に、整理番号5号から整理番号204号を審査します。整理番号5号から整理番号204号の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号5号から整理番号204号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号5号から整理番号204号については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に、整理番号205号から整理番号207号を審査します。整理番号205号から整理番号207号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、○○番○○委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。
(○○委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号205号から整理番号207号について、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号205号から整理番号207号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号205号から整理番号207号については、承認することに決定しました。
- 議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(○○委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。
- 議 長 次に、整理番号208号から整理番号245号を審査します。整理番号208号から整理番号245号の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 208 号から整理番号 245 号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号 208 号から整理番号 245 号については、承認することに決定しました。
- 議 長 以上で、利用権設定の審査を終わります。
- 議 長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号 1 号について、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 9 ページです。地区別集計表の真ん中です。合計だけ申し上げます。田が 3,384 m²です。続きまして、27 ページをご覧ください。議案第 359 号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(2) 所有権移転です。整理番号 1。土地の所在 木場字上掛〇〇 地目は田 農振内 面積が〇〇m²、他 1 筆、計 2 筆 合計面積〇〇m²です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は、〇〇m²です。利用目的は水稲。売買価格は全部で〇〇万円。なお、地域振興公社の買い入れ予定日は令和 8 年 2 月 1 日、売渡予定日は令和 8 年 5 月 1 日となります。受人は認定農業者です。以上です。
- 議 長 それでは、整理番号 1 号について審査します。整理番号 1 号については、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認に係る議案第 359 号、整理番号 1 の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページから 3 ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 2 項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 1 号は調査委員の報告は承認相当とということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号 1 号につきましては、承認相当と認め承認することに決定しました。

議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長 日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議案第360号から議案第364号までの5議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 28ページです。日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について。議案第360号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字越水〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は受贈。贈与です。次に議案第361号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字大向〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，岡山県倉敷市 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は受贈。贈与です。次に議案第362号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字大向〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人，霧島市国分 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は受贈。贈与です。次に議案第363号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字日添〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡ 外4筆 計5筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，鳥取県伯耆町 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。こちらの申請について，令和7年3月24日の第21回定例総会で第5条の許可申請がありました議案第〇〇号と同じ申請地ですが，〇〇での農地購入が行えない為，第5条の申請取り下げて，今回農地所有適格法人の株式会社〇〇での3条申請となっております。次に議案第364号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字西ノ迫〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，始良市下名 〇〇〇〇。受人，湧水町米永 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。以上です。

議 長 農地法第3条の許可区分は，湧水町農業委員会です。

議 長 順を追って審議します。はじめに，議案第360号を審議します。議案第360号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 11番竹ノ内が報告します。農地法第3条に係る議案第360号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告

書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の4ページから6ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 長 ご質問ご意見等なければ、議案第360号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。議案第360号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 長 次に、議案第361号を審議します。議案第361号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

12番 12番興邊が報告します。農地法第3条に係る議案第361号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の7ページから9ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項につきまして、管理が少しされていなかったため、草刈り、耕うん等をするように指導しました。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 長 ご質問ご意見等なければ、議案第361号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。議案第361号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 長 次に、議案第362号を審議します。議案第362号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7番 7番清水が報告します。農地法第3条に係る議案第362号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の7ページ、10ページから12ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整ってお

り特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。
調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 362 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 362 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 次に、議案第 363 号を審議します。議案第 363 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番 1 番 柁が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 363 号の現地調査の報告
をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案
参考資料の 7 ページ、13 ページから 14 ページをご参照ください。調査
事項の中で、現況地目は牧場です。地域との調和要件は、すべて整って
おり特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。
調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 363 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 363 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 次に、議案第 364 号を審議します。議案第 364 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番 7 番 清水が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 364 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議
案参考資料の 7 ページ、15 ページから 17 ページをご参照ください。調
査事項の中で、現況地目は畑及び田です。地域との調和要件は、すべて整
っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんで
した。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 364 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 364 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 365 号から議案第 366 号までの 2 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 30 ページです。日程第 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について。議案第 365 号。権利，地上権設定。土地の所在，川添字道ノ迫〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は 2 種で地域計画内になります。貸人，湧水町川西 〇〇〇〇。借人，京都市伏見区 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。形態は 30 年間の賃借で，用途施設は太陽光発電施設です。太陽光パネルの設置面積は〇〇㎡となります。申請事由は，申請地を借り受け，太陽光発電設備を建設したいため。添付書類として位置図・配置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書，ガイドラインがありました。次に，議案第 366 号。権利，所有権移転。土地の所在，中津川字柳沼〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は 2 種で地域計画外になります。渡人，伊佐市菱刈 〇〇〇〇。受人，熊本市南区 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。形態は所有権移転で，用途施設は太陽光発電施設です。太陽光パネルの設置面積は〇〇㎡となります。申請事由は，申請地を譲り受け，太陽光発電施設を建設したいため。添付書類として位置図・配置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書，ガイドラインがありました。以上です。
- 議 長 農地法第 5 条の許可区分は，湧水町農業委員会です。
- 議 長 順を追って審議します。はじめに，議案第 365 号を審議します。議案第 365 号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 1 番椿が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 365 号の現地調査の報告をいたします。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 18 ページから 23 ページをご参照ください。周囲の状況は，北は畑，東は道路，南は畑，西は雑種地です。周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，事業計画書，位置図，被害防除計画書及び誓約書，ガイドライン等がありました。転用許可に関するの調

査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 365 号は、調査委員の報告は許可相当ということですが、ただし、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 365 号につきましては保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。

議 長 次に、議案第 366 号を審議します。議案第 366 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 366 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 2 4 ページから 2 9 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は山林、東は畑、南は道路、西は畑です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第 366 号は、調査委員の報告は許可相当ということですが、許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 366 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 4 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 367 号から議案第 369 号までの 3 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

31ページです。日程第4 非農地証明願の申請審議について。議案第367号。願出人，霧島市国分 ○○○○。土地の所在，米永字大道迫○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，申請地は昭和50年頃，農地法の許可を得ずに植林し山林化したため。非農地判定基準は，湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号，第3号，第9号です。次に議案第368号。願出人，伊佐市菱刈 ○○○○。土地の所在，米永字石ノ本○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，申請地は昭和50年頃，農地法の許可を得ずに植林し山林化したため。非農地判定基準は，湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号，第3号，第4号，第9号です。議案第369号。願出人，湧水町幸田 ○○○○。土地の所在，幸田字木ノ下○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，申請地は平成25年頃から耕作放棄となり原野化したため。非農地判定基準は，湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第3号です。以上です。

議長

それでは，議案第367号を審議します。議案第367号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

12番

12番興邊が報告します。非農地証明願いに係る議案第367号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の30ページから33ページをご参照ください。調査意見は，申請地は昭和50年頃，農地法の許可を得ずに植林され山林化しており，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第2号，第3号，第9号に該当することを確認したため，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長

ただ今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ，議案第367号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第367号につきましては，非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長

次に，議案第368号を審議します。議案第368号につきましても現地調査

が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 2 番 1 2 番興邊が報告します。非農地証明願いに係る議案第 368 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 3 0 ページ、3 4 ページから 3 6 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和 5 0 年頃、農地法の許可を得ずに植林され山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 9 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 368 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 368 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第 369 号を審議します。議案第 369 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

7 番 7 番清水が報告します。非農地証明願いに係る議案第 369 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 3 0 ページ、3 7 ページから 3 9 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成 2 5 年頃から耕作放棄され原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 3 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

9 番 9 番神掛です。交付基準が 1 項目しか該当しておりませんが、2 項目以上ではなかったですか。また、2 番目の写真を見るとどれが荒れているのかなと思いました。

7 番 7 番清水です。箱があると思いますが、箱の奥の方が畑となるわけですが、生コンにより舗装がされている状況です。

- 事務局 2番目の写真はわかりづらいですが、下の3番目の写真を見ていただくと分かると思いますが、北側は竹などが茂っており山林化している状況で、先ほど清水委員が申されましたとおり、畑の中央部分は生コン舗装がされている状況です。全体的に農地としての利用は難しい状況でありました。非農地証明基準の第3号だけが該当ということで判断がされたところですが、1項目でも該当すれば非農地として見ることは可能と考えます。
(なしの声あり)
- 議長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第369号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 長 異議なしと認めます。議案第369号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議長 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。
- 議長 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
- 4番 4番園山です。過ぎた議案のことなのですが、3条申請の議案第362号について誓約書というものが参考資料に添付されていますが、そのようなケースなのか教えてほしい。
- 事務局 前年度の利用状況からみて、遊休農地に近い状況であったため、誓約書を出していただきました。申請者から写真を見せられて、申請者本人からの誓約書の申し出があったものです。
- 議長 長 他に、ございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。

議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第
29回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時27分

議 長 _____

9 番 _____

11番 _____